



あいこうか

2009
OCTOBER
No.103

10/1

C O N T E N T S

- ⑦ 悪質訪問販売に気をつけよう ほかに
元気なまちかど
- ⑩ 鮎河小で関西学院大混声合唱団が公演
大原タムお魚の引越し作業 ほかに
「であいこうか」布絵作家 宮谷孝子さん
- ⑫ 10月18日に市議会議員一般選挙
- ⑯ 10月18日に市議会議員一般選挙
- ⑰ 10月18日に市議会議員一般選挙
- ⑱ 情報のもと
- ⑳ 24 10月18日に市議会議員一般選挙

ごみは貴重な資源
分別収集はごみ減量化への第一歩



△甲賀町民体育大会での障害物リレー(関連記事は11ページ)

ごみは貴重な資源

分別収集はごみ減量化への第一歩



私たちは、日常生活や社会活動に伴ってごみを出しています。ごみは、私たちの生活が豊かになり多様化するにつれてどんどん増え続けています。大量生産、大量消費の社会の中、増え続けるごみは、地球温暖化やダイオキシン問題、処分経費の増大など深刻な問題を生み出しています。

市では、今年度4月から、廃プラスチック類の分別収集を開始、ごみの減量化や資源化を促進し、環境にやさしい資源循環型社会をめざしています。

限界に近づく

最終処分場

負担が増大する

焼却施設

これまで家庭から出たごみは、燃やしたり埋めたりする方法で「捨てる」ことを前提に処理がされてきました。しかし、増え続けるごみを前に、埋め立て用に準備されている最終処分場の許容量は刻々と限界に近づいています。焼却施設は、ごみを燃やせば燃やすほど経費がかかり、施設も老朽化して

いきます。施設の維持補修や改修には膨大な経費がかかります。この経費は皆さんの税金で賄っています。

増え続けるごみは、私たちの生活に大きな影響を与え始めており、ごみの減量化、再資源化は緊急の課題となっています。

「捨てる」から「使う」へ

私たちの生活で、ごみの減量は可能なことです。今まで捨ててきたごみの中にはリサイクルできるものがたくさんあります。資源として活用できるものをあらかじめ分別し、「ごみを使う」ことにより、「捨てる」ごみをできるだけ少なくすることが大切です。

現在市では、家庭系のごみを23区分に分別し収集しています。これらのごみは、すべてを燃やしたり埋めたりしている訳ではありません。資源「ごみ」と呼ばれるリサイクルが可能なごみは、分別された区分ごとにいろんな用途にリサイクルされ、新しい製品となって生まれ変わることが出来ます。これらは「ごみ」ではなく大切な資源なのです。

ごみが資源に生まれ変わることを「リサイクル」といいます。ごみが資源になり、それがまた新しいものをつくる。そんな例を紹介します。



▲成型された固形燃料

そのため、そのための取り組みが4月から始まった廃プラスチック類の分別収集です。分別を始めたら、プラスチック製品の多さに驚かれています。ご家庭も多いと思われる。

燃えるごみが多いと、焼却施設の稼働時間が長くなり、その分経費がかかり、また、施設の寿命を縮めます。今まで燃えるごみとして出していたものの中には、多くのプラスチック類が含まれていました。しかし、プラスチック類は、実はただ単に燃やす以外にも処理できる方法があるごみなのです。これらを燃えるごみとして出す前に、ご家庭で先に分別しておけば、燃えるごみの減量に大きな効果を発揮します。

燃えるごみの減量に大きな効果 〜廃プラスチック類分別収集〜

今年4月から8月までに家庭から出た燃えるごみの搬入量は、皆さんのご協力で、昨年の同時期より776トン(△12.5%)減量することができました。効果は着実に出てきています。

CO₂削減に効果

廃プラスチック類は、成型処理施設でRPF(固形燃料)に成型され、製紙会社に売却されます。製紙会社では、製紙過程で多量の電力を必要とするため、発電ボイラーを使用しています。発電ボイラーは、これまで石炭を燃料としていましたが、RPFはこれに代わる燃料として使用することができ、この新たなエネルギーを使用することにより、CO₂(二酸化炭素)を半減することができます。

甲賀市から出される固形燃料を使う製紙工場では、現在燃料の約70%に固形燃料を使用しています。このように、廃プラスチック類の分別が進めば、燃えるごみの量が減り、焼却施設の延命化につながるとともに、CO₂を抑えることにより、地球温暖化の防止にも役立ちます。



正しい分別で効率よくリサイクル

RPFに不純物が混入すると、塩素ガス発生の原因となったり、発熱が悪くなり、ダイオキシン発生の原因となり、使用することができません。

現在収集されている廃プラスチック類には、対象外のごみが混入していることが多く見られます。中には、ガスライターやスプレー缶、刃物などの混入も見られます。これらがRPFに混入すると、品質が低下し無駄になるばかりか、分別作業にも大きな危険が伴います。

正しい分別は少しの意識で

選別されている方にお話をお聞きしました

不純物の中で圧倒的に多いのが食べ物の残りかすです。これが少しでも入っていると、他のごみまで汚すことになり、不純物を増やすこととなります。また、悪臭もひどくなります。さっとすすぐだけで不純物はかなり少なくなりますので心がけていただきたいです。

収集したごみに不純物が多いと、選別時にラインを止めることになり、リサイクルの効率が落ちてしまいます。現在収集しているごみのうち約2割が不純物です。少しの意識が不純物を少なくします。みんなが意識し、正しく分別されることを願っています。

リサイクルできないもの



▲汚れが著しいもの



▲金属が付いたままのもの



▲廃プラスチック類以外のもの

開始から半年 私が思う 廃プラスチック類の分別

開始から半年が経過した廃プラスチック類の分別収集、少しとまどう方もおられるかもしれませんが、実際にどのように分別されているのでしょうか。市民の方にお話を聞きしました。

こうかまちかと特派員 **富山由美子さん**



廃プラスチック類は見ややくしいように思いますが、対象物の多くに廃プラの表示がされているのが何より心強いです。ごみ箱を複数用意しなければならぬことは少し面倒ですが、そうしないといつ燃えるごみと一緒に捨ててしまいます。意識付けのためにも、居間や台所には必ず廃プラ専用のごみ箱を設けています。

分別収集をする理由を知ることによって、私たちもごみの問題をもっと身近に考えることができると思います。



こうかまちかと特派員 **金田貴子さん**

廃プラスチック類は体積が大きいので、1週間に1度の収集だと、

保管場所に苦労します。暑い時期だと臭いや虫の原因にもなるので、乾かしてから袋に入れていきます。

分別は概ねできてきているように思いますが、話を聞いていると人によって少し温度差があるような気がします。細かい部分では分からないこともあります。詳しく知ればまだまだ廃プラスチックで処分できるものもあると思います。



こうかまちかと特派員 **福田智子さん**

食材やシールが付着しているところまでが廃プラでOKなのか考えてしまいます。洗うのも大変と

困ったときは
これで確認



▲五十音順にごみの分別方法が記された
甲賀市ごみ事典



こうかまちかと特派員
まつもと みつあき
松本美恵子さん

「ごみ事典」を参考にしています。ただ、シールがたくさん貼ってある

帯に配布されている「甲賀市

思ったりすることもあります。面倒でも「エコ、エコ」と自分に言い聞かせて取り組むようにしています。子どもにも小さいうちから分別収集できるように、分かりやすいものから教え、一緒に経験しています。

地域の集まりを利用したり、こみステーションに、分かりにくいものの写真を表示するなどいろいろな方法で啓発が続けば浸透していくと思います。

と、はがすのが大変です。調味料などが入った小袋も洗うのが大変です。

廃プラスチック類には表示がされていますが、もっと大きく分かりやすい表示だと、捨てるときに目につくので意識できるのではないのでしょうか。

30代主婦の方

廃プラスチック類は分別してはいますが正しくできているかどうかは自信がありません。汚れたまま袋に入れている人も多いのではないのでしょうか。もつというんなところで呼び掛けていけば徹底できるのではないかと思います。

60代主婦の方

最初はこれは大変だと思いましたが、ごみは毎日付き合うものですし、意識しているうちに少しずつ慣れてきたように思います。まずは家族、そして地域という感じで分別意識が広まっていけばと思います。

こういうときは
どうすれば？

Q 弁当のパックなどについて紙ラベルが取りにくいですが。

A 簡単に取れるものは取っていただいて、取りきれないものは廃プラスチックとしてそのまま出してください。

Q 納豆のパックは洗うのに手間がかかります。どの程度まで水洗いすればいいのですか。水滴がついていてもいいのですか。

A 水を使うことが逆に環境負荷につながりますので、見た目がきれいであれば、さらっとで結構です。水滴がついていてもOKです。なかなか汚れが落ちない場合は燃えるごみとして処理してください。

ちなみにスナック菓子の袋ならば、粉をきれいに払ってください。袋についた油分程度ならば、水洗いしなくてもリサイクルできます。

Q 家ではいったんコンビニの袋に入れてもいいのですか。そのまま指定袋に入れてもいいのですか。

A 集められた廃プラスチック類はすべて確認しています。小袋に入っていますと確認に大変な手間がかかります。小袋からすべて出してから指定袋に入れてください。

※廃プラスチック類は必ずプラスチック専用指定袋に入れて出してください。(指定以外の袋で出された場合は収集できません。)

一人ひとりの心掛け が大きな効果に

ごみの分別は、皆さんの協力で確実に進んでいきます。

しかし、燃えるごみの中に、資源化できる空きカンや空きビン、プラスチック類等がまだ混ざっています。

さらに燃えるごみの量を減らし、焼却施設の延命化、環境への負担を軽くするためにも、徹底した分別が必要で、ごみの減量化は一人ひとりの心掛けがなければできません。燃えるごみは、燃やすことでしか処理する方法がない「最後の「ごみ」」だけ排出するように、ごみ箱に捨てる前に今一度確認しましょう。

問い合わせ

生活環境課 廃棄物対策担当
☎057-06900 ☎633-4582

おめでとうございます

法務省人権擁護局長表彰 全国人権擁護委員連合会長表彰 近畿人権擁護委員連合会長表彰



田中 義人氏



伊室 信子氏



市井 幸夫氏



竜王 勝子氏

市の人権擁護委員田中義人氏(甲南町野川)が法務省人権擁護局長表彰を、伊室信子氏(甲南町寺庄)、市井幸夫氏(土山町大野)の2名が全国人権擁護委員連合会長表彰を受けられました。また、竜王勝子氏(土山町黒川)が近畿人権擁護委員連合会長表彰を受けられました。

田中氏は、平成11年12月から、伊室氏は平成13年1月から、市井氏は平成13年4月から、竜王氏は平成15年1月から現在まで市内の人権擁護活動や人権意識の高揚に努められています。

甲賀市みんなのまちを 守り育てる審議会委員の募集

市では、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に定める事項の審議を行う委員を募集します。

■応募資格

市内にお住まいまたはお勤めの、満20歳以上(平成21年4月1日現在)の方。ただし、国、地方公共団体の議員、常勤の公務員および市が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方は応募できません。

■募集人数 2名以内

■委員の職務

学識経験者などから選ばれた委員とともに、まちづくり推進地区基本計画の策定や開発事業の事前協議の確認等、甲賀市みんなのまちを守り育てる条例に定められた事項について、調査および審議を行っていただきます。

審議会の開催は、年2回程度を予定しています。会議へ出席していただいたときは、規定の報酬および費用弁償をお支払いたします。

■委員の任期

委嘱の日(平成21年11月1日)

を予定)から平成23年10月31日までの2年間

■応募方法

次の書類に必要事項を記入の上、市役所水口庁舎都市計画課もしくは各支所地域窓口課に提出してください。提出の方法は、郵送、FAX、メール、ご持参のいずれでも結構です。

①甲賀市みんなのまちを守り育てる審議会委員応募書

※市のホームページからダウンロードすることもできます。

②次のテーマについて、800

字程度にまとめた意見書

【テーマ】これからのまちづくりについて

(意見書の様式は特に定めていません)

■応募締切 10月20日(火)

委員は、選考会議で決定し、その結果は本人にお知らせします。

なお、提出いただいた応募書と意見書はお返ししませんので、あらかじめご了承ください。

問い合わせ 都市計画課 都市計画担当 〒520-8502 水口町水口6053番地
☎ 65-0719 ☎ 63-4601 Eメール koka281000@city.koka.lg.jp

悪質訪問販売に 気を付けよう



悪質訪問販売とは、各家にセールスマン等が訪れ、高額な布団や浄水器、健康食品などを言葉たくみに売りつけることです。中には屋根瓦の修理、床下の除湿など大きな仕事を伴うものもあります。

事例

相談者は一人暮らし女性(70歳代)

ある日の昼、2人連れの男性が突然、家に来て「今無料で布団の点検にまわっている」「今使っている布団を見せて欲しい」と言われた。優しい人だったし、無料と言われたので「見せるだけなら」と思って部屋へ布団を取りにいらしている間に、2人の男は上にあがっていた。

布団を見せると、「なかなか良い布団やなあ」と言いながら布団を触ったりしていたが、もう1人の男性が、「これ問題になった会社の布団や」と言った。そしてこの布団を使っていた人が何人も病気になったと言われ、不安になってきた。

そして、「ちょっと今、健康に良い布団を持っていますので交換してあげよう」と言っていて、もう1人の男性が私の布団を持っていき、車から違う布団を持ってきた。

「交換」と言われたので無料と思っていたが、商品の説明とともに値段の話になった。

「この布団は最新のもので60万円ほどですが、今日は特別なので40万円だ」と言われた。「一度に払わなくてもよい。月々、9千円くらいでよい」と言われ、月1万円以内ならと契約書にサインと印鑑を押した。

2人の男性が帰ったあと契約書をよく見ると、月々の支払いは9千円となっているが、6か月(5年)も払い続け、商品代は42万円で手数料が12万円もかかる。

このような相談がたびたびあります。おかしいと思ったら、早めに相談してください。

消費者講座

消費者として困らないため、
知っておきたいこと

消費者問題について考える「消費者講座」を開催します。

●日時 10月20日(水) 14時～

講師/市消費生活相談員

10月28日(水)

①10時～ ②13時30分～

講師/馬殿司法書士

11月11日(水) 14時～

講師/黒田弁護士

●場所 水口社会福祉センター福祉ホール
※定員各50名、事前に申し込みをお願いします。(締切10月15日(木))

問い合わせ・申し込み

消費生活相談窓口(生活環境課)

月曜日～金曜日・10時30分～17時

☎ 057-0685 ☎ 03-45582



生活習慣病の早期発見、予防のために ～人間ドック検診費助成事業～

市では国民健康保険被保険者の方を対象に、生活習慣病の早期発見・予防のため、特定健診の実施や人間ドックの検診費助成を行っています。

特定健診を受けられない方は、ぜひ人間ドックを受け、健康の増進・保持にお役立てください。

助成の条件

●対象者(次のすべての条件に該当する方)

- ①甲賀市国民健康保険の被保険者
- ②国民健康保険税の滞納が無い世帯の方
- ③受診した年度の3月末日現在において40歳以上の方

●対象検診 特定健診の健診項目を含んだもので、申請日と同じ年度中に受診したものであること。(平成21年度に限り、前年度に受診した分も申請可)

助成の金額

検診費用の1/2(上限2万円)
※助成は1年度に1回限りです。

申請の方法

- 受診した年度の3月末日までに、保険年金課または各支所で申請の手続きをしてください。
- 申請時には、国民健康保険被保険者証・印鑑・振込先通帳をご持参ください。また、申請の添付書類として、国民健康保険の納税証明書・検診費の領収書・検診結果をご提出ください。(特定健診の受診券が届いている方は、券の返却をお願いします。)

問い合わせ 保険年金課 国保年金係
☎ 65-0688 ☎ 63-4618

65歳以上の年金受給者で市県民税を納税されている方へ 10月支給分の公的年金から 市県民税の特別徴収(天引き)開始

法律の改正により平成21年10月支給分の公的年金から市県民税を差し引かせていただく特別徴収制度が始まります。今回の制度導入により、年間税額の納付方法が従来と一部変更になりますが、新たな税負担が生じるものではありません。

対象となる方(市県民税納税通知書の年金特別徴収の欄に記載していますのでご確認ください。)

- 市県民税の納税義務者のうち、平成21年4月1日現在で65歳以上の方
 - 平成20年中に公的年金の支払いを受けている方
 - 介護保険料が年金から特別徴収されている方
 - 平成21年4月1日において、老齢基礎年金等を年額18万円以上受給されている方
- ただし、所得税・介護保険料・国民健康保険税・長寿医療(後期高齢者医療)保険料・市県民税の合計額が特別徴収の対象とされた年金の支払額を超える方は対象となりません。

対象となる年金

国民年金法に基づく老齢基礎年金等の老齢または退職年金(障害年金・遺族年金等の非課税年金や生命保険料契約等に基づく個人年金は除きます。)

引き落としされる市県民税

公的年金等に係る所得から算出される市県民税のみです。

※給与と所得や事業所得など、他の所得に係る市県民税は、今までどおり給与からの天引き(特別徴収)、または納付書もしくは口座振替(普通徴収)による納付となります。

引き落としが中止となる場合

- 特別徴収対象年金給付の支払いを受けなくなった場合
- 特別徴収対象年金所得者が転出・死亡した場合
- 介護保険料が特別徴収されなくなった場合
- 所得税、介護保険料、国民健康保険税、長寿医療(後期高齢者医療)保険料、市県民税の合計額が特別徴収対象年金の支払額を超える場合
- 年金に係る市県民税額に変更があった場合(普通徴収に変更になります。)

納付方法 【例】税額が60,000円(年金所得のみ)の場合

- 平成21年度の納め方(制度開始年度・初めて特別徴収となる方)
10月・12月・2月の年金支給月には、年税額の6分の1ずつを特別徴収(年金から天引き)させていただきます。

徴収の方法 年金支給月	普通徴収(納付書または口座振替)		特別徴収(年金からの天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	年税額の4分の1(2回)		年税額の6分の1(3回)		
	60,000円÷4=15,000円		60,000円÷6=10,000円		
	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

- 平成22年度以降の納め方(特別徴収を開始した翌年度以降)
4月・6月・8月の年金支給月には、前年度の2月の税額と同額を仮徴収(年金から天引き)させていただきます。
10月・12月・2月の年金支給月には、確定したその年度の年税額から4月・6月・8月に仮徴収した税額を差し引いた残りの税額を本徴収(年金から天引き)させていただきます。

徴収の方法 年金支給月	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
納付額	前年度2月分と同額			年税額から仮徴収分を引いた3分の1 (60,000円-30,000円)÷3=10,000円		
	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円

問い合わせ 税務課 市民税係 ☎ 65-0679 ☎ 63-4574

公民館の利用時間、 使用料変更のお知らせ

10月1日から全公民館の利用時間および会議室等の使用料が次のとおり変更になります。

●利用時間

9時から22時までとし、また、休館日を月曜日に統一します。

●使用料

これまで昼間(午前・午後)・夜間という区分で料金をいただいていた公民館は、今後は1時間単位で料金をいただきます。

※手続き方法については変更ありません。
詳細は各公民館へお問い合わせください。

問い合わせ

社会教育課 ☎ 86-8021 ☎ 86-8380

文化ホール4館の利用時間、使用料につきましても10月1日から、変更になります。4館いづれも22時までご利用いただけます。

使用料の詳細や、お申し込み、お問い合わせは各ホールまでお願いします。

問い合わせ

あいこうか市民ホール

☎ 62-2626 ☎ 62-2625

碧水ホール

☎ 63-2006 ☎ 63-0752

あいの土山文化ホール

☎ 66-1602 ☎ 66-1603

甲南情報交流センター(忍の里プララ)

☎ 86-1046 ☎ 86-8119

乳がん検診(集団検診) の日程を追加

健診(検診)カレンダー掲載の検診日程以外に、バスで行う集団検診を追加します。対象の方で昨年度の乳がん検診を受診していない方は、ぜひ受診されるようお勧めします。

受診希望の方は、必ず事前申込をしてください。定員になり次第締め切ります。

●申込受付時間

午前9時～午後5時(土・日・祝日除く)

●対象者

甲賀市に住民登録のある40歳以上の女性で、昨年甲賀市の乳がん検診を受診されていない方。

●受診料 1,500円(70歳以上は無料)

会場	検診日・ 検診時受付時間	申込期間・申込先
水口保健センター	11月15日(日) ① 9:00～9:30 ② 10:00～10:30	10月1日(木)～9日(金) 水口地域保健支援センター
土山開発センター	1月9日(土) 9:00～10:00	10月6日(火)・7日(水) 土山・甲賀地域保健支援センター
甲南保健センター	11月28日(土) 9:00～10:00	10月19日(月)～23日(金) 甲南・信楽地域保健支援センター

※詳細は、健診(検診)カレンダー4ページをご覧ください。

問い合わせ

水口地域保健支援センター ☎62-5336 ☎ 63-4519
土山・甲賀地域保健支援センター ☎88-6556 ☎ 88-6557
甲南・信楽地域保健支援センター ☎86-5934 ☎ 86-5974
保健介護課 健康支援担当 ☎65-0703 ☎ 63-4085

あたたかい愛情を必要としている 子どもたちがいます

「里親」とは、児童福祉法に基づき、親の病気や離婚等様々な理由により家庭で生活することが難しい子どもを一時的、継続的に預かり、あたたかい愛情と家庭的な雰囲気の中で育てていただく方のことです。

養育里親、短期里親、専門里親、親族里親のほか、児童福祉施設入所中の子どもを週末等に一時的に預かる事業を担っていただいています。

子どもが明るく健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が大切で、家庭の温もりを求めている子どもたちが里親との出会いを待ち望んでいます。

里親になるには、心身ともに健全で、児童の養育について

10月は 「里親月間」です

の理解、熱意、児童に対する豊かな愛情をお持ちの方であれば、特別な資格はいりません。ただし、研修を受講いただき、県知事により里親として認定される必要があります。

子どもが大好きで健康で明るいご家庭の方で、里親制度にご理解・ご協力いただける方は、お問い合わせください。

問い合わせ

中央子ども家庭相談センター

☎ 077-562-1121 ☎ 077-565-7235

社会福祉課 家庭児童相談室

☎ 65-0660 ☎ 63-4085



混声合唱団と歌で交流

～鮎河小学校～

関 西学院大学の混声合唱団「エゴラド」が9月1日、鮎河小学校を訪れ、コンサートが行われました。

同コンサートは、音楽の楽しさや素晴らしいさを伝えるため、エゴラドが行う「歌声旅行」で同校を訪問し実現したものです。児童をはじめ、保育園児や地域の方も集まり盛大に行われました。

この日は、児童が校歌を合唱した後、エゴラドが「となりのトトロのメロディ」や「宇宙戦艦ヤマト」

「ト」などおなじみの歌を合唱。そしてエゴラドからも鮎河小学校の校歌が披露されました。訪れた人は、いくつものコーラスが重なった美しい校歌の合唱に酔いしれました。



▲合唱する鮎河小学校児童とエゴラドの皆さん

防ごう交通事故 地域で啓発看板を作成

～信楽町中野区～

子どもたちや高齢者の方は、車社会の中で弱い立場にあります。これらの人たちが地域のみんなが協力し合って守ろうと、このほど信楽町中野区で、交通安全看板を作成されました。

同区には、国道307号や主要地方道などの幹線道路が通過、自家用車はもちろんのこと、大型トラックや観光バスなどの交通量も多く、区内の交差点でも交通事故が後を絶ちません。そのため、区独自で啓発事業に取り組むことを決定、今回の看板による交通安全啓発事業の展開となったものです。

作成された看板は、2学期が始まるまでに区内の3箇所を設置されたといわれています。

市交通安全協会では、こうした活動が信楽地域をはじめ、広く市内全域で展開され、地域での交通安全意識の高揚につながることを期待されています。



▲たぬきが安全を呼びかける啓発看板

ダムのお魚が引っ越し

～大原ダム～

甲 賀町にある大原ダムでは、今秋から堤体工事が本格的に始まるため、ダムの水を抜きながら下流の大原川へ魚を逃がす作業が行われています。しかし、ダムの中にも多くの魚が残っているため、9月12日、近くの堂ヶ谷池へ魚を移す作業が行われました。

築後、1回も空になったことがないといわれる同ダムの水がなくなるのは実に54年ぶり、この日は、観覧会も行われ、家族連れらも多くの方が見物に訪れました。

ダムからは全長80センチにもなるコイを始め、フナやカメなど多くの生き物が見つかり、無事引っ越しを終えました。



▲捕獲された魚を観察する参加者の皆さん



▲ダム内に残った魚の捕獲作業



布絵作家
宮谷 孝子さん
(甲南町耕心)

古い布にもう一度新しい輝きを

「色とりどりの布をさわっていると気分が落ち着くんです。」と話す宮谷孝子さん。使い込まれた古布を縫い合わせて作り上げる「布絵」を始め約20年になられます。もともと裁縫が得意で絵にも興味があった宮谷さん。日頃から何か自分の世界を持つことができたらと思っていたところ、ふるさとの風景画で有名な画家原田泰治さんの絵を見かけ、ひらめいたそうです。

きっかけは偶然でしたが、宮谷さんの熱意は大きく、原田さんに直接手紙を出して承諾をいただき、色鮮やかな原田ワールドに布絵で取り組まれました。「使い込んだ布には独特の風合いが出てきます。色あせも模様の一つです。色合いを考えながら作っていき、古い布が新しく生まれ変わるところが楽しいです。また、縫う位置が1ミリずれると雰囲気が変わってしまいます。そんなシビアなところもおもしろさの一つです。」と宮谷さん。1枚の絵を仕上げするのに数か月もの日数を有することも大変な作業ですが、出来上がった作品は178点を数えます。その柔らかく温かい作品はまさに宮谷ワールド、今まで開催されてきた個展でも多くの人に温かい感動を与えています。

今では服を買うときから布絵の色合いを考えてしまうと苦笑いされる宮谷さんですが、「これからもとにかく毎日続けていきたいです。そして布の持つ温かさ、豊かさが伝われば幸せ、そんな気持ちで針仕事をしています。」と自らの生きがいとして活動される宮谷さん。これからも多くの人に温かい感動を与え続けられることでしょう。



▲宮谷さんオリジナル作品「おっかさま」

スポーツの秋広がる

～市内各地で運動会～



▲伴谷地区運動会(借り物競争)



▲しがらきエンジョイスports 2009(ニュースポーツ)

スポーツの秋、市内各地で運動会が開催される季節を迎えました。種目は多彩で、玉入れや障害物競走などのリレー、ニュースポーツ競技など誰もが参加できる種目が増えていきます。

休耕田の菜の花から搾油

～NPO法人「鹿深の杜」～

校給食に使ってもらおうと、NPO法人「鹿深の杜」から市教育委員会に菜種油36リットルが届けられました。同法人では、食の循環型社会構築の取り組みを進めており、この菜種油も市内の休耕田約35アールで栽培した菜の花から収穫した菜種から搾油したものです。6月に行なわれた菜種の収穫には、伴谷スポーツ少年団も参加しました。

介)

(本紙7月1日号で紹介)



▲国松教育長に菜種油を贈る立岡 坦 理事長

入所・入院・市外に滞在の方は不在者投票を

甲賀市以外の市町村に滞在する方や病院、老人ホームなどに入院・入所されている方は、下記により不在者投票ができます。

(1)甲賀市以外の市町村の選挙管理委員会において投票する場合

甲賀市選挙管理委員会の委員長に対し、直接または郵便等によって、投票用紙および投票用封筒を請求します。そして、交付された投票用紙等を持って、必ず近くの選挙管理委員会に出向いて、投票用紙等を提示し投票してください。

(お近くの選挙管理委員会には執務時間中に出向いてください。)

(2)指定病院等において投票する場合

都道府県選挙管理委員会が指定する病院、老人ホーム、身体障害者支援施設、保護施設等に入院または入所している方は、その施設内で投票できます。できる日時や詳細については、施設へ確認してください。

郵便による不在者投票

次に該当する方は、郵便により自宅にて不在者投票することができます。

- (1)身体障害者で、身体障害者手帳に両下肢等の障害の程度が1級または2級である者として記載されている者
身体障害者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が1級または3級である者として記載されている者
身体障害者手帳に免疫の障害の程度が1級から3級までである者として記載されている者
- (2)戦傷病者で、戦傷病者手帳に両下肢等の障害の程度が特別項症から第2項症までである者として記載されている者
戦傷病者手帳に心臓、腎臓等の障害の程度が特別項症から第3項症までである者として記載されている者
- (3)介護保険法の要介護者で、要介護状態区分が要介護度5である者として記載されている者

ただし、郵便により投票しようとする場合は、事前に登録する必要があり、また、この登録に時間を要することから、できるだけ早めに選挙管理委員会まで、お問い合わせください。

※郵便による投票は、申請をされた登録者ができる制度ですので、登録をされていない方は、上記の事由に該当しても郵便による投票をすることはできません。

選挙公報を送付します

各候補者の政見を掲載した「選挙公報」を市内の全世帯に送付します。ご家族でご覧いただき候補者を選定するときの参考にしてください。

10月13日(火)に送付しますが、届くまでに2日程度かかる場合もあります。15日(木)までに届いていない場合は、選挙管理委員会へご連絡ください。

投票には入場整理券をご持参ください

入場整理券は、世帯ごとに取りまとめて封筒で郵送します。10月8日(木)に発送しますが、届くまでに2日～3日かかる場合があります。入場整理券がなくても、選挙人名簿に登録されていれば投票できます。

問い合わせ 甲賀市選挙管理委員会 ☎ 65-0667 📠 63-4554

定額給付金の申請期限が近づいています

申請期限

10月15日(木)

まだ申請をされていない方は、至急申請をお願いします。期限までに申請の無い場合は、受給を辞退した事になりますのでご注意ください。

なお、申請書は4月に郵送していますが、お手元がない場合は、ご連絡ください。

問い合わせ 定額給付金推進室
☎ 62-1955 📠 62-2610

甲賀市議会議員一般選挙

告示日 10月11日(日)

投票日 10月18日(日)

投票時間 午前7時から午後8時まで

甲賀市議会議員一般選挙が10月18日に執行される予定です。選挙は、有権者の声を政治に反映することができる大切な機会です。あなたの一票は甲賀市のまちづくりを進める大切な一票です。安易に棄権せず、投票に出かけましょう。

選挙人名簿登録者数

甲賀市における選挙人名簿登録者数は、平成21年9月2日現在で右記のとおりです。

男	女	合計
35,976人	37,762人	73,738人

選挙権と名簿登録

●投票できる人

平成元年10月19日までに生まれ、平成21年7月10日(告示日の3か月前)までに甲賀市で住民票が作成された人、または転入届をした人で、引き続き3か月以上住民基本台帳に記録され、甲賀市の選挙人名簿に登録されている人です。

※他の市町村へ転出された方は投票することはできません。

投票所は入場整理券でご確認を

ご自宅に郵送します入場整理券に投票所の名称と略図を記載しておりますので、ご参考にしてください。なお、場所などが不明の場合は、選挙管理委員会までお問い合わせください。

当日投票に行けない方は期日前投票を

下記のとおり期日前投票を行いますので、投票当日に業務や旅行などで投票に行けない方は、ご利用ください。

期間 10月12日(月)から10月17日(土)まで

時間 午前8時30分から午後8時まで

場所 市役所 水口庁舎 3階第2・3会議室
市役所 土山支所 1階玄関横スペース
市役所 甲賀支所 1階第3相談室
市役所 甲南庁舎 1階ミーティングスペース
市役所 信楽支所 1階玄関横スペース

どの場所でも投票できます。

持参品 お手元に届いていれば、入場券をご持参ください。

市史の小徑

民俗伝承はなぜ大切か

12月に刊行予定の甲賀市史第六巻「民俗・建築・石造文化財」は私たちの身近な文化財を紹介する巻となります。なかでも地域色豊かな祭礼行事や年中行事は、私たち自身が担い手であるにもかかわらず、その起源や意味、目的が分からなかったり、やめてしまいう例も少なくありません。

文化財といえば、まず神社や寺院などの建造物、仏像などの美術工芸品といった有形の文化財が頭に浮かびます。一方、祭礼行事や技術伝承のような無形の文化財もあり、特に地域社会で担われ伝承されるものを民俗文化財といえます。平安時代の仏像が大切だということは誰にでも理屈なしにうなずけますが、今生きている私たちが自身が伝承している行



▲小佐治安楽寺オコナイ

事や伝承が、それらと同等の価値を持つとされるのはなぜでしょうか。

理由の第一は民俗伝承が他の有形文化財と同じ時期に成立したもので、それが今日までほとんど変わらずに伝えられていること。第二はその多くが、地域の歴史を反映する「映し鏡」となっていて、地域の歴史を知るよりどころとなること。そして第三は祭礼行事を毎年繰り返し行うことが、地域社会の安定と発展に寄与してきたという評価があるからです。

第六巻ではオコナイや山の神祭りをはじめとして、市内の多数の事例をあげながら、民俗伝承がなぜ大切なのかという疑問に答え

【市史販売所】

【水口】TSUTAYAさんぽうどー・ハタヤ書店・山川書店・山田書店・水口歴史民俗資料館
【土山】ウエノ・新名神土山サービスエリア案内所・道の駅あいの土山・土山歴史民俗資料館【甲賀】かひか生涯学習館【甲南】WING甲南店・甲南庁舎3階市史編さん室【信楽】大宝堂谷川書店・信楽中央公民館

問い合わせ

歴史文化財課 市史編さん室

甲南庁舎3階

☎ 086-80075
☎ 086-8216

みんなの窓

「子どもの権利条約」20年に思う

「子どもの権利条約」は、今年ちょうど20年目を迎えました。子どもの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障するものとして1989年国連において採択されました。その背景には、地球規模の戦争・貧困・差別・環境破壊などによって主に貧しい階層の子どもたちの生存権が奪われてきたことがありました。

日本がこの条例に同意したのは1994年。そのころ私たちの多くは、南北問題など世界の窮状に心を痛めながらも、日本にはそんな問題はないだろうと考えていたかもしれません。

しかし現在、日本社会にも貧困に苦しむ子どもたちがいます。「子どもの貧困」ということがメディアで報じられ論じられるようになりました。親が保険料を納められないために国民健康保険証がない無保険の子どもが3万人以上いるということが昨年初めて分かりました。公立小学校に通いながら、お金がないために修学旅行に行けない子どももいます。経済上の理由で希望する進路をあきらめる子どもたちもいます。

経済格差が子世代へと再生産され、人生のスタートラインにおいてすでに機会が平等ではないこの事態は重大です。民主主義を基調とした自由競争社会ならば、その社会を根底か

ら支える「公正」という前提があったはず。様々な差別問題のたびに問われ続けたこの前提の存在は、貧困の世代間連鎖による子どもの窮状によって、さらに足下から崩れていきます。

ただでも現代社会のゆがみに押しつぶされそうな子どもたちは、この経済格差によって大人社会から未来をあきらめろと告げられ、立ち上がろうとして打ちのめされ絶望していくのだとしたら……今、私たちはどんな社会を築こうとしているのでしょうか。すべての子どもたちは人間です。人間として幸せに生きる「権利」をもっています。私たちの社会は、その権利を守れているでしょうか。

子どもの貧困は、もちろん子どものせいではなく、また「親が悪い」と一言で片付けられる問題でもありません。貧困の現実を生きる子どもたちを生み続ける社会構造を変えていく必要があります。

「子どもの権利条約」が具現化される社会、すべての子どもが健康で幸せな環境で守られ成長し、自己実現できる社会をめざして、一人ひとりが考え、行動する時が来ています。

問い合わせ 人権推進課 ☎ 65-0693 ☎ 63-4582

発見!



甲賀の自然

～身近な甲賀の自然から、興味深い話題を紹介します～

第8回

初秋の深紅の花 —ヒガンバナ

田んぼのあぜや小川の土手で、かたまって咲くヒガンバナは、里に秋の訪れを告げる花です。花が咲いているときは葉がありません。花が終わると葉が伸びだし、ほかの草が枯れてしまう冬でも細い線形の緑色の葉をひろげ、3月から4月頃に枯れます。夏は土の中で休眠して、秋の来るのを待ちます。花が咲いても種子は実りません。三倍体植物といい、種子ができない植物で球根で増えます。もともと日本にはなかった植物で、いろいろな説がありますが、奈良時代前後に中国から渡来したといわれています。球根にでんぷんが多く、ききんの時に人々を救う植物として栽培されていましたが、毒成分リコリンなどの物質が含まれ、毒抜きが必要でした。田のあぜに植えたのは、イネを荒らすネズミよけといわれ、また僧侶がヒガンバナを仏典にある「赤い花＝曼珠沙華」とみなし、寺院や墓所に植えたことから、人里に増えていったといわれています。

秋の彼岸のころに咲くのでヒガンバナの名がつけましたが、別名マンジュシャゲといえます。ほかにもたくさんの里呼び名をもつ植物で、ドクユリ、ジゴクバナなど不吉な名も少なくなく、この花を嫌う人もいます。



▲ヒガンバナ

最近、稲作の時期が少し早まっていますが、稲の穂が黄金色に色づくころ、あぜや土手に深紅に咲くヒガンバナの花は、里の秋の彩りです。

問い合わせ みなくち子どもの森自然館

☎ 63-6712 ☎ 63-0466

10月の休園日

5日(月)、13日(火)、19日(月)、26日(月)

甲賀市文化協会

連合会文芸欄

甲賀町俳句同好会

北川溪舟選

うすものや女ざかりの早きかな

夏の山緑もやして意気さかん

羅に帯すんなりと茶会の座

夏の山登頂の快感今も尚

のぼり来て心身すがし夏の山

お堀ばた睡蓮の花まつさかり

鹿深句会 桑田 美智子選

膝まずき青梅の数かぞえけり

膨らみて玄関先の青葡萄

釣忍緑の風を揺らしけり

割れ物と宅配届くメロンかな

生垣に這ふのうぜんの花たわわ

変わりなき夫婦の暮し冷奴

甲賀川柳 井上 謹三選

パワーありポパイの腕はほうれん草

細き腕山畑起こすお婆ちゃん

車にも地図ついていて便利だな

祇園さん遠くで太鼓の音がする

私を守る雨傘杖となり

天国地獄ポストの口は一つだけ

増井 竹史

中嶋 てる子

中井 よしの

村長 喜代子

立岡 久女

松島 芳子

山下 美幸

林井 道乃

東 美智代

桑田 美智子

藤縄 よしみ

堀 小夜子

奥山 康雄

瀬古 一郎

藤橋 淑子

桑田 次雄

廣岡 しげの

山下 きよの



甲賀町文化協会



懐かしくて新しい、

1枚の紙から膨らむ楽しさ

日本に古くから伝わる遊び、折り紙。紙さえあればいつでもどこでも楽しめる遊びとして親しまれ、ほとんどの人が楽しんだことがあると思います。そんな私たちにとっては懐かしい折り紙の教室が市内で開催されています。今回はその教室に密着、楽しい風景をご紹介します。



この夏、甲南図書交流館はオープン5周年を迎え、バーズデーイベントが行われました。夏休み中の3日間、様々な催し物があり、多数の方が来場されました。その中の一つに「折り紙マスターになろう」というイベントがあり、参加しました。

折り紙と聞くと、「かぶと」であったり、「つる」であったり、折り上げたら完成、と思いがちではないでしょうか。ところが、折り紙も進化していて、いろんなアイデアで折り上げてから楽しめるものもあります。この日はとても盛り上がった折り紙教室となりました。

講師として、水口図書館の



▲できあがった折り紙で遊ぶ親子

上中館長がお越しで、何種類もの折り紙を教えていただきました。

例えば、4回長方形に折るだけで、ふわっと飛んで行く筒型の折り紙。指一本でくるんと一回転させるアクロバットホース。私と同じテーブルで3歳の男の子が挑戦していましたが、彼も上手に作る事ができました。定番の紙ひこうきもとても遠くまでスーッと飛んで、参加者からは大歓声が上がっていました。

上中館長は、仕事に就かれてから、図書館に来られる子どもたちとのコミュニケーションのため始められたそうです。今では大きな作品も作っております。甲南図書交流館



▲熱心に説明を聞く参加者の皆さん

にも置いてあります。

もっと静かに折り紙を折る教室だと思っていました。が、いい意味で期待を裏切られ、とても楽しい時間を過ごしました。参加した子どもたちからも、楽しい、おもしろいといった声が聞かれました。

1枚の紙からいろいろなものが作り出せる折り紙。しかし全く同じものは2度と作ることはできません。懐かしさと同時に奥深い新しい魅力に気付かされた気がしました。

折り紙教室は市内の図書館などで開かれているそうです。機会があれば参加されてみてはいかがでしょうか。

高齢者インフルエンザ 予防接種(65歳以上)を実施

インフルエンザは通常のかぜとは異なり、高熱や全身症状が現れ、あわせて咳や鼻水などの呼吸症状が現れます。

特に高齢者がかかった場合は、肺炎等の合併症を引き起こす確立が高く、死亡することもありますので、予防接種を受けることをお勧めします。

新型インフルエンザの予防接種ではありません。

■対象者

市内に住所を有する方で次に該当する方

- ① 接種当日において満65歳以上の方
- ② 60歳以上65歳未満で一定の心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいを有する方で、身体障害者手帳をお持ちの方

■接種期間

10月下旬～12月下旬(接種日等詳細は各医療機関による)

■接種料

1,500円(接種医療機関でお支払いください。)

生活保護を受けておられる方、平成21年度市民税非課税世帯及び市民税免除世帯の方は接種料が免除になりますので、お近くの保健センターにお問い合わせください。

(申請受付は11月末まで。免除書発行に2週間ほどかかりますので、早めに申請してください。)

※接種後の申請は受付できませんので、ご注意ください。

■持ち物

健康保険証または後期高齢者医療被保険証、接種料(1,500円)

■実施医療機関(下表)

それぞれの医療機関で、接種日や時間が異なりますので、事前に電話などでお問い合わせください。

1 接種を希望する日に直接行く(予約はいりません)

	医療機関名	住所	電話
水口	あん医院	水口町虫生野中央119-1	65-6884
	太田医院	水口町虫生野中央81-2 ※11月1日から実施	63-3553
	こんどう医院	水口町新城696	63-0530
	速水医院	水口町北泉1丁目128	65-3211
	田代外科医院	水口町泉1254	62-0635
	平川クリニック	水口町東名坂184-2	63-6373
	村上整形外科クリニック	水口町虫生野1095-4	63-7751
	土山	うだ医院	土山町北土山1684-1
川端医院		土山町徳原451	67-0018
中西医院		土山町北土山1433-2	66-0712
かりゆしクリニック		土山町大野401	67-0155
甲賀	隠岐医院	甲賀町隠岐2089	88-4072
	隠岐医院大原中出張所	甲賀町大原中467	88-5390
	古西医院	甲賀町拝坂833-141	88-5575
甲南	今村医院	甲南町深川2201	86-2119
	甲南診療所	甲南町野川233-6	86-2552
	甲南病院	甲南町葛木958	86-3131
	寺井医院	甲南町希望ヶ丘本町6丁目857-81	86-1112
	布留クリニック	甲南町寺庄1098	86-3135

2 医療機関に予約する(事前に電話で予約をしてください)

	医療機関名	住所	電話
水口	岩谷医院	水口町中邸2-10	62-0053
	木村医院	水口町虫生野1017-7	62-2143
	公立甲賀病院	水口町鹿深3-39	62-0234
	中川内科医院	水口町水口5546-4	65-5410
	深井クリニック	水口町伴中山3802	65-4100
	水口医療センター	水口町貴生川293	予約専用ダイヤル 62-3366
	水口病院	水口町本町2丁目2-43	62-1212
	山田外科医院	水口町八坂2-29	62-0893
土山	田崎医院	土山町黒川955-1	68-0139
甲賀	甲賀中央診療所	甲賀町田堵野916-4	88-5106
甲南	竹内整形外科	甲南町野尻77-1	86-8205
信楽	今西医院	信楽町長野855-1	82-0029
	信楽中央病院	信楽町長野473	82-0249
	独立行政法人国立病院機構 紫香楽病院	信楽町牧997	83-0101
	のざき医院	信楽町長野1335	82-7887

問い合わせ 保健介護課 健康支援担当
☎ 65-0703 ☎ 63-4085

考えよう、 お口の健康、お食事の仕方

お口の健康やお食事・栄養については介護予防にとっても重要です。市では、65歳以上の方を対象に、下記の日程で「おいきいき教室」「栄養改善教室」を開催します。

年々弱まる口腔機能

年をとると、かむ力が弱まるだけでなく、だ液が出にくくなり、口が渇きます。口腔ケアをおろそかにすると食べ物がおいしくなくなったり、対面を気にして人と話す機会が減るなど、生活機能全般の低下につながる恐れがあります。

おいきいき教室に参加しましょう

口腔清掃や口腔リハビリなど、口の健康について、個別に歯科衛生士などが指導を行います。

栄養不足になりがち

年をとると食べる量が減ったり、少しずつ胃腸の消化・吸収力が衰えたりして、健康維持に必要な栄養がとれていないことがあります。その分を補うために筋肉や脂肪が減り、身体機能が低下してしまいます。

栄養改善教室に参加しましょう

管理栄養士などの指導のもと、低栄養予防のため食べる楽しみを重視した講義や実習を行います。

場所・日時（両教室は一緒に行います。）

水口保健センター 11月13日(金) 9時30分～12時
土山保健センター 11月11日(水) 9時30分～12時
甲賀保健センター 11月9日(月) 9時30分～12時

甲南保健センター 11月17日(火) 14時～16時30分
信楽開発センター 11月26日(木) 9時30分～12時

申込期間 10月1日(木)～23日(金)（最寄りの地域包括支援センターへお申し込みください。）

問い合わせ・申し込み

水口地域包括支援センター 土山・甲賀地域包括支援センター 甲南・信楽地域包括支援センター
☎ 65-1170 ☎ 63-4591 ☎ 88-8136 ☎ 88-6557 ☎ 86-8034 ☎ 86-5974

第5回甲賀映画祭

10月11日(日) あいこうか市民ホール

10時30分 アニメ「こま撮りえいがこまねこ」
※上映後、お楽しみ抽選会
13時 「いけちゃんとぼく」
※上映後、原作者で漫画家の西原理恵子さんのトークショー・サイン会（参加定員に限りがあります。詳細はお問い合わせください。）
16時 「スラムドッグ\$ミリオネア」

10月23日(金) 水口アレックスシネマ

19時15分 「おと・な・り」
21時40分 「エターナル・サンシャイン」

10月24日(土) 碧水ホール

10時30分 「夕凧の街桜の国」
13時 「ぐるりのこと。」
15時40分 「サンシャイン・クリーニング」
17時40分 「ウルトラミラクルラブストーリー」

10月25日(日) 碧水ホール

10時30分 「男はつらいよシリーズ第1作」
13時 「大阪ハムレット」
15時20分 「ミルク」
17時50分 「ブロードウェイ・ブロードウェイ～コーラスラインにかける夢」

入場料 1回券前売800円、当日1,000円
(4歳～中学生 半額、その他1回券3枚セット、フリーパス有)

※あいこうか市民ホール、碧水ホールの上映作品は、各上映日9時30分から、当日の全作品分の入場整理券を配布します。（整理番号順にご入場いただきます。）

問い合わせ 甲賀映画祭事務局(碧水ホール内)
☎ 63-2006 ☎ 63-0752

募 集

甲賀市エコフェスタ
「エコフリーマーケット」
出店者募集

日時 11月21日(土)10時～15時30分
場所 忍の里プララ周辺(雨天決行)
区画 2.5×3.0メートル(車輛乗り入れ不可)
定員 先着15組(出店無料)
出店資格 市内在住の方で、11月6日(金)19時からの説明会に出席できるアマチュアの方
申込 氏名、住所、郵便番号、電話・FAX番号、主な出店物を明記の上、持参、郵送またはFAX、Eメールにて左記までお申し込みください。(指定様式はありません)。
締切 10月20日(火)

☎ 生活環境課

☎ 65-0691 ☎ 63-4582
〒528-8502 水口町水口
6053番地

E-mail koka244000@city.koka.lg.jp

市営駐車場の利用者募集

受付期間 10月1日(木)～15日(木)
(土・日・祝を除く9時～17時)
使用開始日 11月1日(日)
●甲賀城南駐車場 8区画(うち軽自動車3区画) 3,000円/月
※事前にお問い合わせください。

(申込者多数の場合は抽選となります。)

☎ 生活環境課

☎ 65-0686 ☎ 63-4582
●油日駅前駐車場(直接お問い合わせください) 3,000円/月

☎ 油日駅を守る会

☎ 88-5879

●甲南駅前駐輪場(直接お問い合わせください)
自転車 1,500円/月
原付 1,800円/月

☎ 甲南駅前駐輪場

☎ 86-0590

(受付時間/6時15分～9時15分
13時～14時、18時30分～20時30分)

メタボリック予防教室
(医学・栄養編/運動編)
参加者募集

(医学・栄養編)

テーマ「みんなで一緒にメタボ予防」

●甲南会場

日時 10月27日(火)13時～16時

場所 甲南庁舎2階大会議室

申込締切 10月16日(金)

●水口会場

日時 11月9日(月)13時～16時

場所 水口社会福祉センター1階ホール

申込締切 10月30日(金)

内容 講話、体組成計での測定(希望者のみ)

対象 市内在住の64歳以下の方

持ち物 電卓

(運動編)

テーマ「運動のこつを教えます」

日時 ①10月28日②11月25日③12月16日④1月20日⑤2月3日⑥3月24日(水曜日全6回)
18時30分～20時(受付18時)

場所 水口社会福祉センター

内容 室内でできる座布団やポールを使った楽しく簡単な運動

申込締切 10月16日(金)

対象 市内在住の64歳以下の方

持ち物 室内で運動のできる服装・お茶等・フェイスタオル・バスタオル

②に参加の方は、家の座布団

※参加希望の方は、お近くの地域保健支援センターへお申し込みください。

☎ 保健介護課 健康支援担当

☎ 65-0703 ☎ 63-4085

または各地域保健支援センター

「浄化槽の日」は、浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、昭和62年に制定されました。浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する施設で、常に微生物が活動しやすい状態を保つ必要があります。そのために浄化槽法では、「保守点検」「清掃」「法定検査」が義務付けられています。保守点検とは、機器類の点検・調整や消毒剤の補給などを行い、異常や故障などを早期に発見し、予防的な措置を講じることをいいます。清掃とは、機能的に支障をきたさないよう、浄化槽内に蓄積された汚泥等を抜き取り、附属装置や機器類

の洗浄や清掃を行なうことです。

法定検査は、これら日常の維持管理が、適正に実施されているかを確認するためのもので、毎年1回受検(11条検査)することが義務付けられ、罰則規定も設けられています。

県では、法定検査を確実に受検していただけるよう、4月から新たな検査方式が導入されています。その方式は、10人槽以下の浄化槽を対象に、従来実施してきた外観検査の一部を省略し、BOD(生物化学的酸素要求量)の水質検査を導入した方式です。浄化槽管理者(設置者)の皆さんは、保守点検・清掃を委託されている業者へ受検の申し込みが必要となります。

10月1日は
「浄化槽の日」

オタムジャンポ
宝くじ発売!!

収益金は市町村の明るい住み良い街づくりに使われます。

(財)滋賀県市町村振興協会

「浄化槽の日」は、浄化槽の普及促進および浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全および公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全に寄与することを目的に、昭和62年に制定されました。

浄化槽は、微生物の働きによって汚水を処理する施設で、常に微生物が活動しやすい状態を保つ必要があります。そのために浄化槽法では、「保守点検」「清掃」「法定検査」が義務付けられています。

保守点検とは、機器類の点検・調整や消毒剤の補給などを行い、異常や故障などを早期に発見し、予防的な措置を講じることをいいます。

清掃とは、機能的に支障をきたさないよう、浄化槽内に蓄積された汚泥等を抜き取り、附属装置や機器類

問い合わせ 下水道管理課 普及啓発係 ☎ 86-8398 ☎ 86-8032
(社)滋賀県生活環境事業協会(県知事指定検査機関) ☎ 077-554-9271 ☎ 077-554-92931

お知らせ

2009
人権教育連続セミナー

●第10回

日時 10月22日(木)19時30分～21時
場所 碧水ホール

内容 外国人をとりまく問題

『滋賀県にお住まいの外国籍の方の
実情について』

講師 喜久川修さん
きくがわおさむ

※参加無料。手話通訳・要約筆記あり。

◎人権推進課

☎65-06693 ☎63-4582

退職金は国の制度で

中退共制度は、中小企業で働く
従業員のための外部積立型の国の
退職金制度です。

掛金助成や税法上の優遇など、
有利な特典がいっぱいです。安全・
確実な中退共制度をぜひご利用く
ださい。

◎(独)勤労者退職金共済機構中小
企業退職金共済事業本部

☎03-3436-0151

社会保険労務士による労働
(雇用、賃金等)相談

日時 10月14日(水)14時～16時

場所 水口社会福祉センター2階

受付 申込 要予約(電話で予約受付)

※労働に関するあらゆる相談を受
け付けます。

◎商工観光課

☎65-0710 ☎63-4087

戦没者追悼式

◎甲賀会場

日時 10月27日(火)14時～
(受付13時30分)

場所 甲賀農村環境改善センター

内容 黙祷、献花等

※ご遺族はご参加ください。(直接
会場へお越しください。)

◎社会福祉課

☎65-0700 ☎63-4085

税理士による税務相談

日時 10月14日(水)

13時30分～16時30分(受付16時まで)

場所 (社)水口納税協会3階会議室

定員 予約制で先着6名(1人約30分)

主催 近畿税理士会水口支部・(社)
水口納税協会

※相談無料

◎水口納税協会

☎62-1151 ☎63-0173

甲賀市介護者の会
「認知症講演会」

日時 10月24日(土)14時～16時(受
付13時30分)

場所 市役所甲南庁舎

場所 忍の里プラザ

内容 講演「認知症という病気と本
人にと配慮した認知症医療とケア」
～もの忘れクリニック10年間の活
動から～

講師 藤本直規氏(藤本クリニッ
ク院長)

奥村典子氏(藤本クリニックデイ
サービスセンター所長)

参加費 無料

◎甲賀市介護者の会事務局(社
会福祉協議会)

☎62-8085 ☎63-2021

または各地域福祉活動センター

平成21年度 下水道排水設
備工事責任技術者試験

試験日 平成22年2月18日(木)

会場 立命館大学びわこくさつ
キャンパス(草津市野路東1-1-1)

受付期間 10月26日(月)～11月13日
(金)の9時～17時(土・日・祝日を除く)

申込書配布・受付場所 下水道管理課

◎(財)滋賀県建設技術センター

☎077-565-0216

下水道管理課

☎077-565-0108

☎06-86998 ☎06-80032

法律相談

日時 10月22日(木)13時～16時

場所 市役所甲南庁舎

※10月8日(木)から予約受付

第9回精神保健福祉講座
「精神障がいのある人の回
復力を高める接し方」

日時 10月13日(火)

13時30分～16時30分

場所 甲賀合同庁舎4A会議室

講師 高森信子さん

※受講料無料(要申込)

◎あすばる甲賀

☎65-4020 ☎65-4021

弁理士による知的財産権(特
許・実用新案・商標等)相談会

日時 10月28日(水)

13時30分～16時30分

場所 信楽窯業技術試験場

※原則予約制

◎信楽窯業技術試験場

☎02-1155 ☎02-1156

特区推進室が信楽支所へ移転

特区推進室が信楽支所へ移転しました。移転により電話番号・FAX番号も変更になります。

移転先

〒529-1185-1

信楽町長野1203番地 信楽支所内

特区推進室

☎029-1153 ☎029-3415

催し

甲南ふれあいの館体験教室

●ふれあい親子陶芸教室

日時 10月17日(土)10時〜12時

内容 オリジナル陶器の作成

定員 25名(先着順)

受講料(材料費を含む)

大人・中学生 500円

小学生以下 400円

申込 電話、FAXで下記まで

●なつかしの体験教室

「昔の子どもの遊び」

日時 10月25日(日)10時〜12時

内容 竹とんぼやお手玉など手作り道具を使った昔の子どもの遊びを体験

定員 25名(先着順) 参加費無料

対象 小学生以上

申込 電話、FAXで下記まで

◆企画展「なつかしい記憶ー子ども情景ー」開催中

●甲南ふれあいの館

☎029-7551

小学生のための国際理解講座
世界まなびじゅく2009

第3回 ハロウィンパーティー

日時 10月24日(土)16時〜18時

場所 かふか生涯学習館

対象 小学生(大人の付添があれば幼児も可)

参加費 甲賀市国際交流協会会員

300円 非会員 500円

(2009年度まなびじゅくファイルのある方、幼児は100円引き)

持ち物 筆記用具・まなびじゅくファイル・マジックまたは色鉛筆・のり・はさみ

申込締切 10月13日(火)

※仮装コンテストがありますので、仮装してご参加ください。

●甲賀市国際交流協会
☎029-8728

文化ホールロビーコンサートシリーズ
合言葉は「もっと気軽にコンサート」

●あいこうが市民ホール(水口会場)

秋の夜の弦楽四重奏

日時 10月2日(金)19時〜

出演 バイオリン 山根朋子、井上

なつき、ピオラ 塩沢まり子、チェロ 若松さより

●忍の里プララ(甲南会場)

マリンバの暖かい音色につつまれて

日時 10月3日(土)19時〜

出演 マリンバ 清水美紀、パーカッション 改發麻衣、ピアノ 堀千代美

※いずれも入場無料

●あいこうが市民ホール

☎029-2626 ☎029-2625

おうちものづくりフェア
(技能フェア2009)

日時 10月17日(土)10時〜16時

18日(日)10時〜15時30分

場所 滋賀県高等技術専門学校原校舎(テクノカレッジ米原)

対象 小学生とその保護者、中学生、高校生

内容 ものづくり教室、技能競技大会、熟練技能者による実演ほか

※入場無料

●おうちものづくりフェア(技能フェア2009) 実行委員会事務局(滋賀県職業能力開発協会内)

☎077-533-0850

☎077-537-6540

みなくち子どもの森 しぜん学習会

「キノ」をさがそう

日時 10月25日(日)10時〜12時30分

集合・解散 みなくち子どもの森自

然館

定員 15人

対象 小学生以上

申込締切 10月24日(土)

申込方法 参加者全員の氏名・住所・年齢が学年・電話番号を左記まで

●みなくち子どもの森自然館

☎633-6712 ☎633-0466

水口スポーツの森へ行こう

多目的グラウンド

1日(木)
かんびょうの里杯ゲートボール大会
3日(土)
高円宮杯U-15大会(中学生サッカー)
4日(日)
甲賀4年生大会予選(小学生サッカー)
10日(土)
高円宮杯U-15大会(中学生サッカー)
11日(日)
甲賀4年生大会決勝(小学生サッカー)
24日(土)
甲賀市・湖南市交流グラウンドゴルフ大会

※時間は変更される場合があるため掲載していません

甲賀市民スタジアム

3・4日(土・日)
第39回関西秋季大会県支部予選(中学生硬式野球)
11日(日)
甲賀地区選手権大会(社会人軟式野球)
16日(金)
中体連秋季総体 第4ブロック大会(中学生軟式野球)
17・18日(土・日)
NOSA1カップ学童野球大会(小学生軟式野球)
23~25日(金~日)
第27回JABAびわこ杯争奪クラブ野球大会(社会人硬式野球)
26日(月)
同上予備日(社会人硬式野球)
31日(土)
中体連秋季県大会(中学生軟式野球)

●10月の催し

盲導犬とふれあおう

～東海道53次土山宿に盲導犬がやってくる！～

日時 10月10日(土)10時～11時
場所 土山中央公民館お茶のみホール

内容 盲導犬訓練士さんからのお話とデモンストレーション
盲導犬ユーザーとのふれあいコーナー(参加費無料)

※参加者には、参加賞のプレゼントがあります。
※この後、土山地域を盲導犬ユーザーが歩きます。

④ 全国盲導犬使用者の会東海道53次ウォークリレー土山区間実行委員会(前田)

☎077-549-1015

Kafukaマイスター館ライブ 「バイオリン柴田奈穂が率いるタンゴカルテット」

日時 10月24日(土)19時30分(開場19時)

入場料 1,800円

出演 Plaza de Fuente (泉の広場タンゴ楽団)

主催 カフカマイスター館

④ 甲賀町商工会

☎88-2670 ☎88-5391

琵琶湖ピンクリボンフェスタ2009

日時 10月18日(日)14時～
会場 イオンモール草津
内容 乳がん治療公開講座
※18時から大津プリンスホテルがピンクにライトアップされます。

ピンクリボンは、乳がんの早期発見・診断・治療の大切さを訴える国際的シンボルマークです。

④ 琵琶湖ピンクリボンフェスタ2009事務局

☎077-566-7808

みなくち子どもの森を歩こう 「野原のバッタ探し」

日時 10月4日(日)14時～(1時間程度)

集合 みなくち子どもの森自然館前

内容 子どもの森園内を職員が案内

※事前申込不要、参加費無料

④ みなくち子どもの森自然館

☎63-6712 ☎63-0466

信楽伝統産業会館企画展 「信楽焼伝統工芸士展秋季展」

期間 10月9日(金)～11月3日(火・祝)

主催 信楽焼伝統工芸士会

場所 信楽伝統産業会館総合資料室

※入館無料(木曜休館)

④ 信楽伝統産業会館

☎82-2345 ☎82-2551

夜空旅人(天体観望会) 「秋の天馬の星物語」

日時 10月10日(土)19時30分～21時30分

場所 かふか生涯学習館

申込 電話にて左記まで(先着25名)

※天候により中止する場合あり

④ かふか生涯学習館

☎88-4100 ☎88-5055

信楽陶器まつり

日時 10月10日(土)～12日(月・祝)
〈主なイベント〉

陶器即売会(市役所信楽支所周辺)

セラミックアートマーケット(陶芸の森太陽の広場)

伝統工芸士ワークショップ(信楽伝統産業会館)

④ 信楽焼振興協議会

☎83-1755 ☎83-1756

山野草展

日時 10月3日(土)9時30分～17時
4日(日)9時～16時30分

場所 水口社会福祉センター

④ 滋賀山草会事務局

☎80-4562

文化協会文化祭

名称	開催日	会場	内容
水口町文化協会09文化祭	10月3日(土)、4日(日)	碧水ホール	芸能発表
	10月31日(土)、11月1日(日)		作品展示
第43回甲南文化祭	10月28日(水)～11月1日(日)	忍の里プララ、公民館	作品展示
	10月31日(土)、11月1日(日)		芸能発表
第40回信楽芸術祭	11月1日(日)～3日(火・祝)	信楽体育館	作品展示
	11月3日(火・祝)	陶芸の森信楽ホール	芸能発表
第54回甲賀町文化祭	11月1日(日)	甲賀農村環境改善センター	芸能発表
	10月31日(土)、11月1日(日)	甲賀中央公園体育館他	作品展示
第6回あいの土山文化祭	11月7日(土)、8日(日)	森林文化ホール、あいの土山文化ホール他	作品展示
	11月8日(日)	あいの土山文化ホール	芸能発表

※公民館で行う文化祭は、10月15日号でお知らせします。

④ 甲賀市文化協会連合会(事務局)
文化スポーツ振興課

☎82-2626 ☎82-2625

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろいろ山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

甲賀市の人口の推移

総数 95,514 (-46) 人

男 47,276 (-41) 人

女 48,238 (-5) 人

世帯数 32,346 (-10) 世帯

H21.8.31現在 ※()内は前月比

広報あいこうか

2009.10.1発行 2009年 10月1日号

[No.103]

編集
発行

甲賀市役所

〒528-8502 甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-65-0650 FAX 0748-63-4554

甲南庁舎

甲賀市甲南町野田810番地
(上下水道部)
☎0748-86-8000 FAX0748-86-8032
(教育委員会)
☎0748-86-8002 FAX0748-86-8380

市民窓口センター

甲賀市水口町水口6053番地
☎0748-62-1621 FAX 0748-63-4086

土山支所

甲賀市土山町北土山1715番地
☎0748-66-1101 FAX 0748-66-1564

甲賀支所

甲賀市甲賀町相模173番地1
☎0748-88-4101 FAX 0748-88-3104

甲南支所

甲賀市甲南町野田810番地
☎0748-86-4161 FAX 0748-86-8029

信楽支所

甲賀市信楽町長野1203番地
☎0748-82-1121 FAX 0748-82-3415

「広報あいこうか」がホームページでも
ご覧いただけます!

▶ 甲賀市ホームページ
<http://www.city.koka.shiga.jp/>

『広報あいこうか』の名称は市民憲章のそれぞれの頭文字を並べてできる「あいこうか」から名付けています。市民憲章とともに皆さんに親しまれる広報紙をめざします。

こうかギャラリー

このコーナーでは市内の保育園、幼稚園、小中学校の児童・生徒が描いた絵を順次紹介していきます。



鮎河小学校 1年
南 朱莉さん

「むしばがいたいよ」



山内小学校 1年
山下 愛奈さん

「あじさいとかたつむり」



水口西保育園
増山 日菜さん(5歳)

「さかな」

編集 後記

大原ダムで行われたお魚の引越し作業では、築後初めてダムの水がなくなるとあって、果たしてどんな生き物がいるのか、ドキドキしながらの取材となりましたが、半世紀ぶりに姿を現した池底からは、コイ、フナ、ムツなど私たちが日頃よく見るごく普通の魚が見つかりました。

最近各地で地域にいなかった外来魚の存在が問題になっています。外来魚は、池にいる魚を食べてしまい、生態系を壊すといわれており、駆除もされていますが、もともとは人の手によって持ち込まれたものです。外来魚そのものにも問題があるかもしれませんが、それよりも人間のモラルが問題なのはいうまでもありません。人の手によって私たちになじみのある魚がいなくなってしまうのならそれは悲しいことです。

半世紀の歴史を経て生まれ変わる大原ダムですが、新しいダムになってもおなじみの魚がすむ池であってほしいと思います。⑤